3　前項の「虚偽情報の事実の公表」とは、当該暗号資産情報等を公表した金融商品取引業者又は当該金融商品取引業者の業務若しくは財産に関し法令に基づく権限を有する者により、当該暗号資産情報等の虚偽情報に係る公表すべき重要な事項について、内閣府令で定めるところにより、多数の者の知り得る状態に置く措置がとられたことをいう。

4　第二項の場合において、その賠償の責めに任ずべき金融商品取引業者は、その請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、当該暗号資産情報等の虚偽情報によつて生ずべき当該暗号資産の値下り以外の事情により生じたことを証明したときは、その全部又は一部については、賠償の責めに任じない。

5　前項の場合を除くほか、第二項の場合において、その請求権者が受けた損害の全部又は一部が、当該暗号資産情報等の虚偽情報によつて生ずべき当該暗号資産の値下り以外の事情により生じたことが認められ、かつ、当該事情により生じた損害の性質上その額を証明することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、賠償の責めに任じない損害の額として相当な額の認定をすることができる。

（金融商品取引業者等に対する報告の徴取及び検査）

第二十七条の六十八　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、暗号資産情報等を公表した金融商品取引業者若しくは暗号資産情報等を公表すべきであると認められる金融商品取引業者若しくはその他の関係者若しくは参考人に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十八条第二項第四号中「第二条第八項第十八号」を「第二条第八項第二十六号」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　この章において「暗号資産等管理業務」とは、暗号資産取引業に係る業務のうち、第五項第二号に掲げる行為に係る業務をいう。

第二十八条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　この章において「暗号資産取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、当該行為のいずれかを業として行うことを含むものとする。

一　第二条第八項第十八号から第二十二号まで又は第二十五号に掲げる行為

二　第二条第八項第二十三号又は第二十四号に掲げる行為

第二十九条の二第一項第二号中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加え、同項第三号中「第二十九条の四第一項第五号ホ(3)」を「第二十九条の四第一項第五号ニ(3)」に、「第三章の五」を「第三章の六」に改め、同項第五号中「並びに投資運用業」を「、投資運用業並びに同条第五項第一号に掲げる行為に係る業務及び暗号資産等管理業務」に改め、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　暗号資産取引業を行う場合にあつては、次に掲げる事項

イ　取り扱う暗号資産（第二条第八項第二十五号に掲げる行為のみにおいて取り扱うものを除く。）の名称

ロ　暗号資産管理関係業務提供者から暗号資産管理関係業務の提供を受ける場合においては、その旨並びに当該暗号資産管理関係業務提供者の商号、名称又は氏名及び当該提供を受ける暗号資産管理関係業務の内容その他内閣府令で定める事項

第二十九条の二第二項第一号中「第五号ハ」を「第五号の二」に改める。

第二十九条の四第一項第一号イ中「若しくは第六十六条の八十五第一項」を「第六十六条の八十五第一項」に改め、「第六十六条の七十一の登録を取り消され」の下に「、若しくは第六十六条の百三第一項の規定により暗号資産管理関係業務の廃止を命ぜられ」を加え、「若しくは海外投資家等特例業務」を「、海外投資家等特例業務若しくは暗号資産管理関係業務」に改め、同号ロ⑿中「⑿及び第二号ヘ⑿」を「⒀及び第二号ヘ⒀」に改め、同号ロ⑾を同号ロ⒀とし、同号ロ⑾の次に次のように加える。

⑿　第六十六条の百三第一項の規定による暗号資産管理関係業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の百一第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に暗号資産管理関係業務を廃止し、分割により暗号資産管理関係業務に係る事業の全部を承継させ、又は暗号資産管理関係業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第二十九条の四第一項第一号の二中「及び次号」を「、次号及び第八号ハ」に、「並びに第六十六条の八十五第二項」を「、第六十六条の八十五第二項、第六十六条の九十四第五項第三号イ及びニ並びに第六十六条の百三第二項」に改め、同項第二号ニ中「若しくは投資運用関係業務受託業者」を「、投資運用関係業務受託業者」に、「金融サービス仲介業者」を「、暗号資産管理関係業務提供者であつた法人が第六十六条の百三第一項の規定により暗号資産管理関係業務の廃止を命ぜられたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者」に、「若しくは海外投資家等特例業務」を「、投資運用関係業務若しくは暗号資産管理関係業務」に改め、同号ホ中「若しくは投資運用関係業務受託業者」を「、投資運用関係業務受託業者」に、「金融サービス仲介業者」を「、暗号資産管理関係業務提供者であつた個人が第六十六条の百三第一項の規定により暗号資産管理関係業務の廃止を命ぜられたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者」に、「若しくは海外投資家等特例業務」を「、海外投資家等特例業務若しくは暗号資産管理関係業務」に改め、同号ヘ⑿を同号ヘ⒀とし、同号ヘ⑾の次に次のように加える。

⑿　第六十六条の百三第一項の規定による暗号資産管理関係業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の百一第二号から第五号までのいずれかに該当する旨の同条の規定による届出をした法人（同条第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同条の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る暗号資産管理関係業務提供者であつた法人とし、当該通知があつた日前に暗号資産管理関係業務を廃止し、合併（暗号資産管理関係業務提供者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により暗号資産管理関係業務に係る事業の全部を承継させ、又は暗号資産管理関係業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第二十九条の四第一項第四号中「又は投資運用業を行おうと」を「、投資運用業又は暗号資産取引業を行おうと」に改め、同号ハ中「又は投資運用業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」に改め、同号ニ中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、同項第五号中「又は投資運用業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」に改め、同号イ中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加え、「第一種金融商品取引業と」を「当該第一種金融商品取引業又は暗号資産取引業と」に改め、同号ハを削り、同号ニ中「ホ及びヘ」を「ニ及びホ」に改め、同号ニ⑴中「まで」の下に「暗号資産取引業を行おうとする場合にあつては、当該内閣府令で定める者又は同号ロからリまで若しくは第八号ハ⑴から⑶まで」を加え、同号ニ⑵中「まで」の下に「暗号資産取引業を行おうとする場合にあつては、同号ロからリまで又は第八号ハ⑴から⑶まで」を加え、同号ニを同号ハとし、同号ホ⑴中「又はロ」の下に「暗号資産取引業を行おうとする場合にあつては、同号イ若しくはロ又は第八号イ若しくはロ」を加え、同号ホ⑶㈡中「まで」の下に「暗号資産取引業を行おうとする場合にあつては、同号ロからリまで又は第八号ハ⑴から⑶まで」を加え、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとし、同号の次に次の一号を加える。

五の二　事業が第三十五条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当せず、かつ、当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる者